笹川　秀夫　佐治　靖雄　佐藤　榮
佐藤　利春　佐野　國義　佐野　昭吾
塩澤　繁男　塩沢　光利　島崎　剛
鳥田　佐吉　清水　秋弘　清水　宏
下田　幸雄　正林　壯吉　吹田　正孝
末田　政夫　助川　孝　鈴木　邦男
鈴木　弘司　鈴木　友則　鈴木譽摠次
住野　茂義　駿河　邦雄　関川　徳孝
関野　守夫　世良　安子　園田　紀雄
高田　善博　高橋　範男　多賀　秀一
滝沢　昇　武井　敏朗　竹村　利一
田澤　敬　巽　壽男　田中　博生
田中　秀穂　谷川　勤　谷川　佳之
谷口　汎明　智田　竹男　千葉　泰隆
塚田　尚徳　土持　昭郎　手嶋　正實
寺前　信雄　出水　進　戸板　伯之
利根川宇平　鳥丸　卓一　中澤　輝雄
中澤　一　中島　範三　中嶋　等
中津　理　中津　とよ　中西　正彦
中野　豊彦　中原　芳郎　中村喜美雄
中村　信治　中村　唯一　中村　義夫
永嶋　俊子　永谷　善男　夏目悦之助
七澤　久一　西　雅史　西　芳春
西垣内一郎　西谷　次郎　野倉　孝之
野口　幸男　萩原　弘二　長谷川博久
長谷川　正　畑　清勝　服部　白吉
羽生　知章　波部　茂良　林　靜枝
原　巖　原　美津雄　原口　景行
針谷　廣　板東　睦夫　東方　金雄
姫野　清一　檜山　富三　平岡　武
平塚　保　比留間日光茂　深瀬　剛
福田　伸男　藤田　博　藤田　裕次
藤田　租　藤野　實　布施　則保
船橋　能行　古田　廉　古屋　美勝
保科　久也　牧野　明　正岡喜久利
増田　明人　町田　政人　松尾　富三
松岡　輝彦　松岡　壽郎　松下　義惠
松下　義廣　松竹　俊臣　松田　武
松原　俊男　松本　一夫　光安恒太郎
嶺　外美男　三原　悦男　三宅　英之
宮下　敬藏　宮下　安人　宮脇　和敏
村田　行安　持田　良三　森　清見
森内倭文子　森下　節夫　両角　清一
安井　義雄　安武　功　山口　清一
山崎　高成　山崎　正　山下　朝春
山田　信　山根　武明　湯川　卓一
吉田重四郎　吉田　七夫　吉田　博
芳野〃ヤ子　吉本　雄幸　笠　秀男
渡邉　貞夫　渡邊　豊一　渡邉　弘志
渡邊　明治　渡部　幸江　和田　弘
瑞宝双光章を授ける（各通）
小林　偉　小藪　悦樹　中村　仁
林　八重子　馬場　幸人　水口　忠
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十一月二十日午前九時三十五分御出門、御参拝のため武蔵野陵及び武蔵野東陵へ、引き続き、国営昭和記念公園昭和天皇記念館・宮内庁宮内公文書館共催展「摂政宮と関東大震災―宮内庁の記録から―」を御覧のため国営昭和記念公園昭和天皇記念館（立川市）へ行幸啓、午後三時五十八分還幸啓になった。

行啓

皇后陛下は、十一月二十日午後五時五分御出門、日本サラマンカ大学友の会創立十五周年記念「感謝の集い」レセプションに御臨席のため、国際文化会館（港区）へ行啓、同六時三分還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、十一月二十二日レソト国の独立記念日につき、同月二十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定について

平成25年11月14日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第4項の規定に基づき、公表する。

平成25年11月25日

農林水産大臣　林　芳正

（特定保安林の指定）

特定保安林の所在場所　北海道上川郡東川町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、紋別郡湧別町（次の図に示す干害防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　岐阜県中津川市、山県市、郡上市（以上3市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、瑞浪市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　和歌山県田辺市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係道県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

特定保安林の指定の解除について

平成25年11月14日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、公表する。

平成25年11月25日

農林水産大臣　林　芳正

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　北海道河東郡上士幌町（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　岐阜県郡上市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、中津川市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　広島県広島市、廿日市市、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町（以上2市2町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、広島市、山県郡安芸太田町（以上1市1町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　熊本県球磨郡水上村（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係道県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成25年11月25日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成25年11月25日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

記

確認された日本工業規格

圧力容器の管板　B8274
圧力容器の伸縮継手　B8277
機械類の安全性―安全関連の電気・電子・プログラマブル電子制御システムの機能安全　B9961

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県各種商品小売業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成25年11月25日

茨城労働局長　中村　俊一

第4号中「1時間756円」を「1時間767円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月31日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、栃木県塗料製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成25年11月25日

栃木労働局長　坂本　忠行

第4号中「1時間856円」を「1時間865円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月31日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、栃木県各種商品小売業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第7号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成25年11月25日

栃木労働局長　坂本　忠行

第4号中「1時間763円」を「1時間773円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月31日から効力を生ずる。